

第7章 保存（保存管理）

1 方向性

（1）ゾーン及び地区区分

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存（保存管理）を図るため、本質的価値を構成する要素の存在やその性格（建物、農地など）、本質的価値以外の要素の状況を踏まえ、指定地を次の3つのゾーンに分け、それぞれのゾーンに応じた保存（保存管理）の方向性を示すとともに、現状変更の取扱い基準を設定する。

○塾舎・旧宅ゾーン

塾舎・旧宅ゾーンは、表門を除く建物のすべてを含むなど、特別史跡の中核をなす部分で、特別史跡の本質的価値を構成する敷地や建造物からなる区域である。

○菜園ゾーン

菜園ゾーンは、「塾舎・旧宅ゾーン」の南側に展開し、菜園や養魚池として塾や茶山の生活を支えたとも考えられる区域である。

この区域の中央を表門から中門までの通路が通り、中核的區域の前景として重要な役割を果たしている。

○北東緑地ゾーン

北東緑地ゾーンは、「廉塾・旧宅ゾーン」の北東部に接する区域で、水路（小溝）によって二分される。高屋川側は廉塾の庭園の背景をなし、反対側（南側）は菜園跡と考えられている区域である。

高屋川の堤防の嵩上げにより、塾の川側の景観は大きく変化していると考えられるが、往時の景観を想起させる区域と評価できる。

また、特別史跡の周辺については、次の3つの地区を設定し、廉塾ならびに菅茶山旧宅との景観的な調和、文化財の保存、歴史的景観の保全・形成の方向性を示すとともに、指針を検討する。

○近世山陽道沿道地区

近世山陽道沿道地区は、近世山陽道及びその沿道であり、なまこ壁、格子など伝統的な意匠を有する建物、外観の変更（改修）があるものの築50年以上が経過していると推定される建物が多数あり、石造物や祠などと合わせて、神辺宿の面影を伝える歴史的な風情を感じる区域である。

○廉塾周辺住宅地区

廉塾周辺住宅地区は、廉塾の東西及び南側に広がる古くからの市街地であり、木造平屋建てや2階建ての住宅を中心とした区域である。

○高屋川河岸地区

高屋川河岸地区は、廉塾ならびに菅茶山旧宅の北側、背後地を構成する河川敷や堤防及び道路からなる区域である。

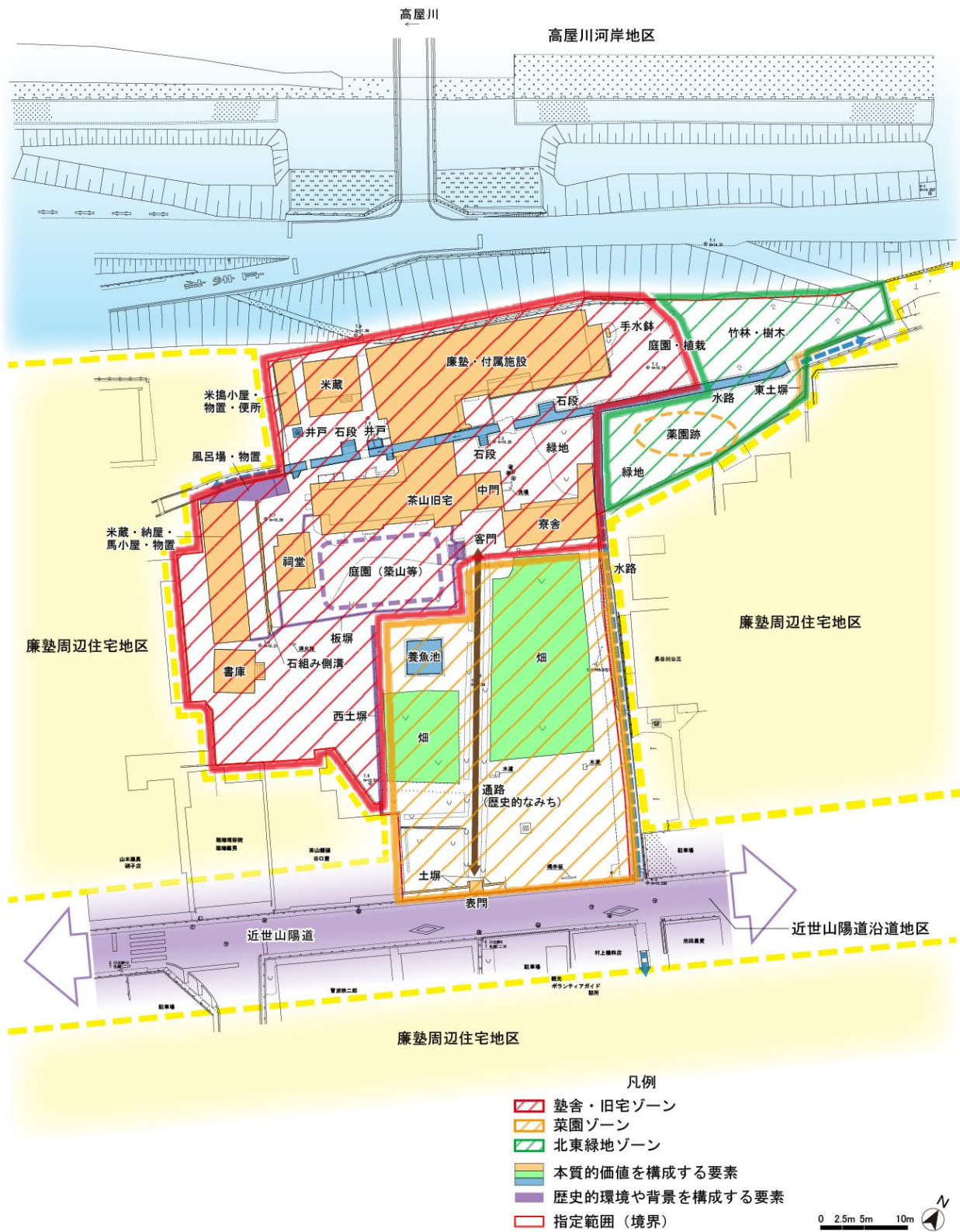


図 7-1 特別史跡のゾーン及び地区区分

(2) 指定地における文化財の保存の方向性

特別史跡の指定地における文化財の保存(保存管理)に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

ア 塾舎・旧宅ゾーン

塾舎・旧宅ゾーンは、表門を除く特別史跡の建物のすべてを含んでおり、本質的価値を構成する要素が集中する区域である。

このゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である建物及び工作物を、特別史跡指定時の形態・意匠に復旧・整備することを基本とし、き損箇所などの修理等を行うとともに、樹木等の適正な管理及び植栽整備を図る。なお、廉塾として機能していた時代などの建物等の意匠・構造の調査・研究を進め、それらが確認された場合は、特別史跡指定時の状況を考慮しながら、本質的価値を最大限に発揮できる形態・意匠による復旧・整備のあり方などを検討する。

また、今後の発掘調査等によって、廉塾として機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

さらに、既存の建物の一部を利用し、保存・活用に関わる施設・空間等を確保・整備することを検討する。

イ 菜園ゾーン

菜園ゾーンは、廉塾・附属施設や茶山旧宅などが立地する「塾舎・旧宅ゾーン」の南側全体であり、養魚池や畑、緑地、表門、送迎スペースなどがある区域である。

このゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である表門や通路、土塀、養魚池を、現状(特別史跡指定時と同様の形態・意匠)を基本に保存し、き損箇所などの修理を行うとともに、樹木等の適正な管理及び植栽整備を図る。

また、保存施設(説明板、囲いなど)や休憩施設、送迎スペースなど、特別史跡の保存・活用に関わる施設・設備の維持管理や将来的なあり方の検討、及び更新・整備を検討する。

さらに、今後、廉塾が機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

ウ 北東緑地ゾーン

北東緑地ゾーンは、特別史跡の北東側の竹林や樹木が点在する広場的な空間であり、本質的価値を構成する要素は水路に限られるが、本質的価値に関わる遺構(前池など)の存在の可能性がある区域である。

このゾーンにおいては、竹林や樹木等の管理を定期的・継続的に行うとともに、水路や土塀がき損した場合には復旧・整備を図る。

また、今後、廉塾が機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

(3) 特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の方向性

特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成に関する方向性を、地区ごとに設定する。

ア 近世山陽道沿道地区

近世山陽道沿いの歴史的な町並みや建造物の調査を行うとともに、その保存や景観の保全・形成について検討する。

イ 廉塾周辺住宅地区

廉塾ならびに菅茶山旧宅と周辺地区の景観的な調和が図れるよう、景観の保全・形成に関するゆるやかなルールづくりなどを検討する。

ウ 高屋川河岸地区

一級河川高屋川の河川敷や堤防の植栽等の適正な管理を、管理者の国土交通省を中心として関係機関に働きかけるなど、特別史跡の景観と調和する環境・景観づくりに努める。

2 方法

(1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準

ア 現状変更等の許可を必要とする行為

特別史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり特別史跡に支障をきたす行為をいう。同項には但し書きがあり、所管組織の許可が必要ない行為が規定されている。

以上を踏まえ、史跡指定地内において想定される現状変更等の行為を次のように整理する。

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令等と行為の内容(抜粋, 要約)	廉塾ならびに菅茶山旧宅における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・地層のはぎ取りなど(影響の軽微である場合は許可が必要ない) <p><ただし書き></p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く(下記)</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築, 増築, 改築, 除却, 色彩の変更 ○歩行通路の舗装及び修繕 ○工作物(塀・柵, 水路排水関連工作物, 電気配線, 防災・防犯施設, 説明板, 看板など)の設置・改修・撤去 ○塀, ベンチ, 説明板, 看板などの設置, 改修, 撤去…保存に影響を及ぼす場合 ○遺構に影響を及ぼさない短期間の仮設物の設置 ○地形・区画形質の変更, 掘削 ○木竹等の伐採, 植栽, 移植 ○発掘調査等各種学術調査, 史跡の保存整備など <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工作物・遺構の型取り ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など, 耐久構造を弱める行為 ○石・木材等の露出遺構の薬剤処理 ○下水道の新設。 ○水質を低下させる行為 など
福山市教育委員会	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下, 建築面積が120㎡以下など)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築, 増築, 改築又は除却 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修:設置の日から50年を経過していない工作物) ○道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱, 電線, ガス管, 水管, 下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の設置 ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備 ○既存道路の舗装(再整備) ○埋設されている上水管の改修 ○水路の改修 ○建築物以外の工作物(フェンス, 説明板, 看板など)の設置・改修・除去 ○竹林の伐採 ○枯死した樹木の抜根(遺構への影響などによっては文化庁長官の許可) ○植林・植栽(届出先が文化庁長官か福山市教育委員会, あるいは許可が必要ない行為かは確認が必要) など

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令等と行為の内容(抜粋, 要約)	廉塾ならびに菅茶山旧宅における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。(下記) <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令) 第 4 条 (上記ただし書きの範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡, 名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては, 当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, 当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能な場合) <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物の一部がき損し, 又は衰亡し, かつ, 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において, 当該部分を除去するとき。 <p><許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧しようとするときは, 管理団体又は所有者は, 復旧に着手しようとする日の 30 日前までに, 文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・部分的にき損している建物の屋根, 壁, 窓枠などの現状復旧 ・一部が崩れている水路の護岸石組などの原状復旧など ○き損等の拡大を防止する応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・き損している屋根への一時的なシート養生, 支持柱の設置など ○復旧が不可能な場合における, き損部分の除却 <ul style="list-style-type: none"> ・枯死した樹木の除去(保存に影響を及ぼす抜根は除く:前頁参照)など
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○崩落や浸水を防ぐ土嚢の設置 ○シート養生による建物・工作物の保護 ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	○危険樹木, 特別史跡の維持・管理上支障となる樹木の除去(部分的な除去:許可を必要とする行為かどうか, 個別具体的に検討する。)など
一般的な管理行為		<ul style="list-style-type: none"> ○清掃 ○除草, 下草刈り ○樹木の管理(剪定, 除草, 下刈, つる切りなど) ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却 ※許可が必要な行為かどうかは, 個別具体的に判断する。

イ 現状変更等の取扱いの原則

廉塾ならびに菅茶山旧宅においては、特別史跡としての本質的価値の保存・継承や管理・活用に伴う整備など、現状変更等の行為が想定される。

今後、適正に保存し、後世に継承するため、指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する要素などの保存修理、調査研究、保存・管理・活用に資するもの以外は認めないことを原則とする。

ウ 現状変更等の取扱い方針及び取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱方針及び取扱基準を次のように定める。

ただし、文化財保護審議会（記念物埋蔵文化財部会）に諮り、そこでの承認を受け、さらに文化財保護審議会（全体会）で報告を行った後に、取扱方針及び取扱基準の効力を発揮することとする。

表 7-3 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅における現状変更等の取扱い基準（1/2）

区分	塾舎・旧宅ゾーン	菜園ゾーン	北東緑地ゾーン
現状変更等の取扱い方針	発掘調査・学術調査の実施及びその成果を活用した遺構・建造物の整備、特別史跡の保存・活用に関わる施設等の整備、樹木の剪定などを行う場合、遺構・建造物の保存と景観への配慮を前提に現状変更を認める。		
現状変更等の取扱い基準	<ul style="list-style-type: none"> ○特別史跡の保存・維持管理や活用上必要な小規模建築物の整備を認める。 ○調査成果に基づく建築物の整備を認める。 ○既存の建築物の修繕^{※2}、小規模な模様替え^{※3}を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の維持管理や活用上必要な小規模建築物を認める。 ○その他は原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として建築物の整備を認めない。
歩行者通路の敷設・舗装及び修繕	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の見学者通路の維持および充実のための整備を認める。 ○整備のための工事に際しては、建造物・工作物の保護を前提に、搬入路や見学者用の迂回路などの整備を認める。 ○建造物・工作物・遺構等の表現に関わる通路の付け替え・整備を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の見学者通路の維持および充実のための整備を認める。 ○その他は原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面は現状維持とする。 ○将来的に庭園・植栽の復元などができた場合、公開・活用のための通路の敷設を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。

※1 改築

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がこれと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築」又は「増築」と捉えます。

※2 修繕

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※3 模様替え

建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で、建築物の材料や仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐこと。

表 7-3 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅における現状変更等の取扱い基準（2/2）

区分	塾舎・旧宅ゾーン	菜園ゾーン	北東緑地ゾーン
現状変更等の取扱い基準	<p>工作物（塀・柵、水路・排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板など）の設置・改修・撤去</p> <p>○史跡の保存・活用に関する保存施設（説明板、サイン表示等）の設置などを認める。</p> <p>○防災・防犯上必要な施設については、史跡への影響を最小限に留めることを前提に認める。</p> <p>○行事に伴う短期間の仮設物の設置を認める。</p> <p>○景観整備・復元に伴う工作物の設置・改修・撤去を認める。</p> <p>○畑の耕作・維持管理及び生活に関わる電気、上下水道、散水等の設備の設置・改修・撤去を認める。</p> <p>○その他の行為は原則として認めない。</p>		
地形・区画形質の変更※4	<p>○復旧（前池など）または保存環境の改善などを行う場合を除き、原則として認めない。</p>	<p>○原則として地形の変更を認めない。</p>	<p>○庭園・植栽の復元など、歴史的な環境を保全・形成する行為以外の地形の変更は認めない。</p>
木竹等の伐採、植栽、移植	<p>○建造物・工作物・遺構の保護や景観の保全に資する伐採、史実に基づいた植栽や特別史跡の景観整備のための部分的な植栽については、認める。</p> <p>※現状変更等の許可が必要かどうかは、個別具体的に判断する。</p> <p>○その他の行為は原則として認めない。</p>		
発掘調査等各種学術調査、特別史跡の保存整備	<p>○建造物・工作物・遺構の保護を前提として、その目的を明確にし、適切な範囲で行う。また、調査後における保存・整備及び管理・活用の方針も明確にして実施することとする。</p>		

※4 区画形質の変更

「区画」の変更：公共施設（道路や水路等）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合のことで、具体的には道路や水路等の新設、つけ替え、廃止等を行うこと。

「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。

「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用すること。

（2）特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の指針

近世山陽道沿道地区においては、歴史的な町並みや建造物の調査を行い、その現状と価値、特色、保存の課題などを明らかにし、保存の可能性やあり方、手法を検討する。

また、近世山陽道沿道地区及び廉塾周辺住宅地区においては、景観計画（第1章「3 他の計画との関係」を参照）の普及・啓発を図るとともに、景観ガイドライン等の作成やそれに基づいた景観の保全・形成について検討する。

高屋川河岸地区においては、関係機関と連携しながら、特別史跡に配慮した環境・景観の管理を行うとともに、大仙坊橋の塗装の更新に当たっては、歴史的環境を意識した色彩・配色を検討する。

（3）追加指定

今後の調査研究により、廉塾及び歴代塾主に関係する遺構などが確認された場合は、周辺の土地利用の状況や関係権利者の意向などを踏まえ、追加指定について検討する。

金粟園跡

金粟園の前身となる私塾は、安永4（1775）年頃に茶山によって廉塾から近世山陽道を隔てた南西にあったようである。この私塾は10歳前後の村童を対象とした素読を教える寺子屋のようなもので、茶山の居宅を兼ねていたと考えられる。

この私塾は、天明5（1785）年頃になると金粟園と呼ばれるようになり、茶山は自宅の一部を使っ

て来訪者の宿泊所とし、塾は門人たちの講釈の場として使用されていたようである。

従来、廉塾の前身となる黄葉夕陽村舎が天明年間に開塾されたという言い伝えは金栗園からきているようである。すなわち、茶山にとっての初めての私塾の開塾は、黄葉夕陽村舎ではなく金栗園であったが、長年のうちにこれが混同されるようになり、3代晋賢の時代には天明年間に黄葉夕陽村舎が開塾されたことになったものと考えられる。

廉塾教育発祥の施設であるとともに、茶山の教育と思想の始原を研究するためにも貴重な遺跡といえる。

新塾跡

文政2(1819)年の「菅太仲存寄書」には、廉塾の塾頭を務めた門田朴斎が居住している建物が新塾であると書かれており、「廉塾屋敷図」には垣に囲まれた屋敷が廉塾の南西に描かれている。茶山を補佐する塾頭の住まいであり、茶山時代の廉塾を構成する要素として貴重な遺跡である。

菅家墓地(第3章1「(3)広島県史跡菅茶山の墓の指定に至る経緯」を参照)

福山市神辺町大字川北字網付12に所在する。帰り谷奥の本荘屋菅波家(東本陣)墓地にあった菅波樗平夫妻の墓を現在地に移すために茶山が造成した墓地である。

茶山墓は木造平屋建瓦葺の須屋に玉垣が廻らされており、「菅茶山の墓」という名称で1940(昭和15)年2月22日付で広島県史跡に指定された。

茶山墓に接して東側には2代塾主自牧斎、東に墓を一基挟んで3代塾主晋賢の墓が並んで安置されており、1872(明治5)年まで備後地域の漢学教育を主導してきた廉塾の歴代塾主の墓として貴重な史跡である。

(4) 土地・建物の管理団体指定・公有化

指定地は水路を除き民有地であり、所有者の意向を踏まえ、土地・建物の管理団体指定あるいは公有化を検討する。

(5) 調査・研究の継続的な実施

廉塾ならびに菅茶山旧宅の江戸時代中後期の建造物の状況、その後の変遷などを確認するため、発掘調査を実施する。

また、関係機関や学識経験者などと連携し、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関する史料調査などを継続的に行うとともに、近世山陽道沿いの歴史的な町並みや建造物の調査を検討する。

こうした調査・研究の成果は、適切に公開・情報発信し、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用・整備に活用する。

(6) 維持管理・点検の継続的な実施

地域住民や地域活動団体等と連携し、指定地やその周辺の清掃美化の定期的・継続的な実施を図る。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅の建造物や樹木などの定期的な点検や植栽整備(剪定、下草刈りなど)を行う。